

ヒメシャラ植物群落保護林 + ハコネコメツツジ植物群落保護林 ⇒ 箱根地域ヒメシャラ・ハコネコメツツジ 希少個体群保護林 へ再編

保護林の再編に関する検討

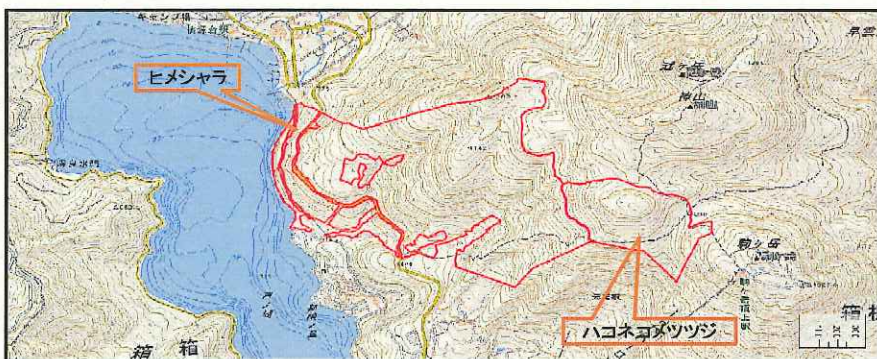
ヒメシャラ植物群落保護林は、分布の北限に当たるヒメシャラが生育する落葉広葉樹林の保護を目的とした保護林である。ハコネコメツツジ植物群落保護林は、富士火山帯及び秩父地域に限られる希少な植物であるハコネコメツツジの保護を目的とした保護林である。これらの保護林は、②分布限界域等に位置する個体群対象とし、⑤岩角地といった特殊な立地条件の下に成立している個体群を保護対象としている。なお、両保護林内におけるヒメシャラの分布は、ヒメシャラ植物群落保護林内で生育密度が低く、ハコネコメツツジ植物群落保護林内で高いといった特徴がある。このため、一体的に管理することが妥当と考えられ、両保護林を統合した上で、希少個体群保護林に再編する。

ヒメシャラ植物群落保護林

設定目的：ヒメシャラがまとまって生育するのは、大変珍しく貴重である。また、箱根地域がヒメシャラ群落分布の北限と言われており、これを保護するため設定する。
 植生概況：保護林内は、胸高直径30～50cm程度のチドリノキ、カジカエデ、マメザクラ、オオモミジなどの中齢級の落葉広葉樹が優占する中に、胸高直径50～60cm程度の、他の樹種より幹径の太いヒメシャラが散在する林相にある。高木層のヒメシャラの一部には、大きな樹洞があり、ネクロシス、枝先の枯損等が見られ、樹勢は衰えて始めていると思われる。ヒメシャラの低木、稚樹・実生は認められない。シカによる大きな食害も認められない。なお、本ヒメシャラ植物群落保護林内におけるヒメシャラの生育密度は低いが、隣接する保護林である、ハコネコメツツジ植物群落保護林内には、密度高くヒメシャラが生育していることが確認されている。

ハコネコメツツジ植物群落保護林

設定目的：ハコネコメツツジは、富士火山帯及び秩父地域に限られる希少な植物であり、これを保護するため設定する。
 植生概況：本保護林内には、ミズナラやリョウが優占する落葉広葉樹林が広がり、一部には、ヒメシャラが優占する林分が分布している。ハコネコメツツジの生育は、頂上付近の西側斜面風衝地の一部に限られる。岩上に成立し、群落の面積は小さい。



万三郎シャクナゲ植物群落保護林 ⇒ 廃止

保護林の再編に関する検討

万三郎シャクナゲ植物群落保護林は、ホンシャクナゲの亜種にあたるキョウマルシャクナゲの密生群落の保護を目的とした保護林であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。また、保護林およびその周辺は、水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域、国立公園特別保護地区に指定され、自然維持タイプの森林として担保されている。このため、保護林の設定をせず、機能類型を引き続き自然維持タイプとして位置付けた管理を行うことにより保護を図る。

万三郎シャクナゲ植物群落保護林

設定目的：ホンシャクナゲの亜種にあたるキョウマルシャクナゲの密生群落で貴重であり、これを保護するため設定する。
 植生概況：キョウマルシャクナゲは低木層から草本層にかけて優占して生育し、好適な生育状態が維持されている。当該地は尾根上に位置するため、強風によると思われる上層木への被害が見られる。陽光地を好むキョウマルシャクナゲを含む低木林は、このように強風により上層木が枯損することで維持されていると評価される。



富士山駒塚亜高山帯植物群落保護林 ⇒ 希少個体群保護林 へ再編

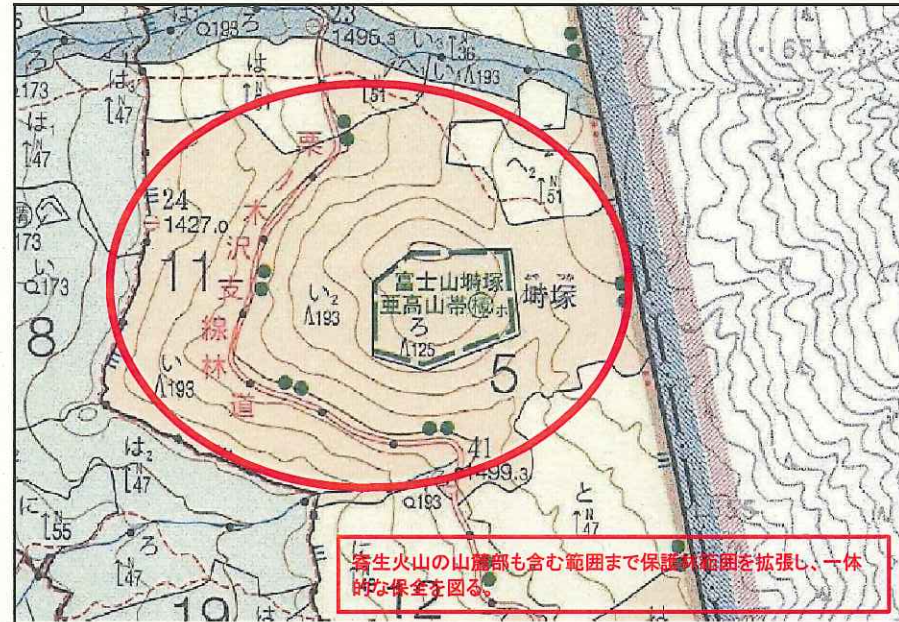
保護林の再編に関する検討

富士山駒塚亜高山帯植物群落保護林は、標高1,500m～1,600mの富士山の亜高山帯植生を代表するウラジロモミ、ハリモミ等の針葉樹にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混交する天然林の保護を目的とした保護林である。5ha以上の面積要件は満たしていないが、⑤旧噴火口（寄生火山）といった特殊な立地に成立している亜高山帯植生を保護対象としていることから、希少個体群保護林とする。

■今後の検討課題：①保護林区域の検討。寄生火山の山麓部も含む保護林の外周部に接して分布している同様な林相にある林分の一体的な保全の必要性を検討する。

富士山駒塚亜高山帯植物群落保護林

設定目的：標高1,500m～1,600mの富士山の亜高山帯植生を代表するウラジロモミ、ハリモミ等の針葉樹にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混交する天然林で、富士山の垂直分布を知る上で貴重であり、これを保護するため設定する。
 植生概況：本保護林は、富士山の西側にあり、標高1,500～1,600mに位置する。ハリモミ、ウラジロモミ等の針葉樹にブナ、ミズナラ、シナノキ、サワグルミ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹が混生する天然林である。旧噴火口の頂上部に設定された保護林で、噴火口の外輪付近から外側では、胸高直径70～90cm程度のウラジロモミが混生して優占している。スタケへのシカ被害は、前回調査時と同じく、ほとんど葉が残っていないく桿のみの状態にある。その桿も前回調査時よりも減っている。保護林外の噴火口外側斜面にはスタケが密度濃く見られるが、それらもすべて桿のみで、今後、土壌浸食が進む恐れがあると考えられる。



法師ネズコ植物群落保護林 ⇒ 保留

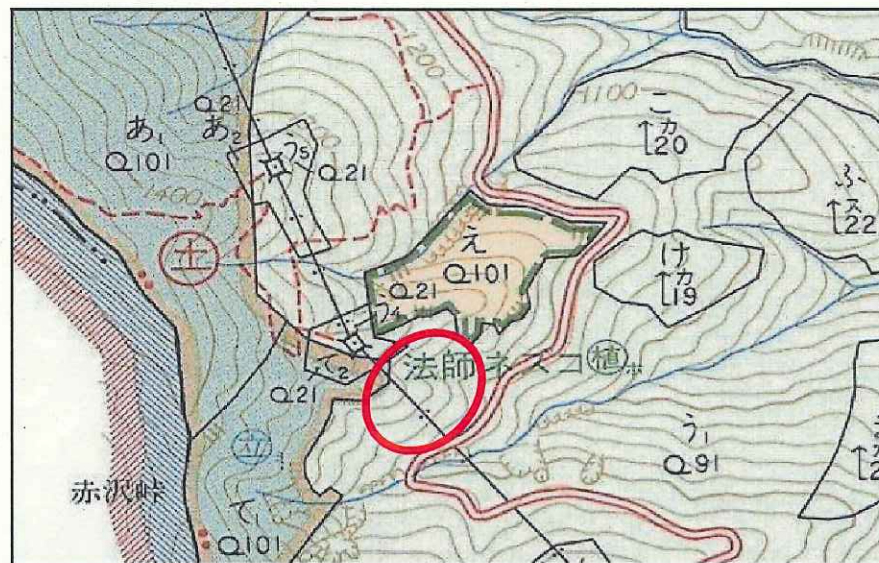
保護林の再編に関する検討

法師ネズコ植物群落保護林は、当該地域には珍しいクロベやコマツガの生育する天然林の保護を目的とした保護林である。5haの面積要件は満たしていないが、管内にクロベ群落は少なく、①本保護林は中齢から高齢級のクロベが多く生育し、良好な状態にあるため、希少個体群保護林としてのポテンシャルがある。このため、保留扱いとする。

■今後の検討課題：①保護林区域の検討。保護林に隣接する南西側区域に分布している同様な林相にある林分の一体的な保全の必要性を検討する。

法師ネズコ植物群落保護林

設定目的：原生林に準ずべき森林（クロベ（ネズコ）、コマツガの純林で、この地方には珍しい林相を有する）で、学術及び森林施業上の考証として貴重なため設定する。
 植生概況：赤沢山の北側の稜線から延びる尾根上にあり、北～北東側斜面に面している。主たる樹種はコマツガ、クロベ（ネズコ）、ブナ、ミズナラ、その他広葉樹で、樹齢101年以上の天然林。チシマザサフナ群団、アカミノイヌツゲークロベ群団が確認され、周辺はチシマザサフナ群団の他、カラマツ植林が分布する。高木層は高さ16～20m、胸高直径40～101cm（最大はクロベ）程度。なお、保護林の周辺は、落葉広葉樹林が主体をなしているものの、一部の尾根には、クロベ等の生育が認められる。



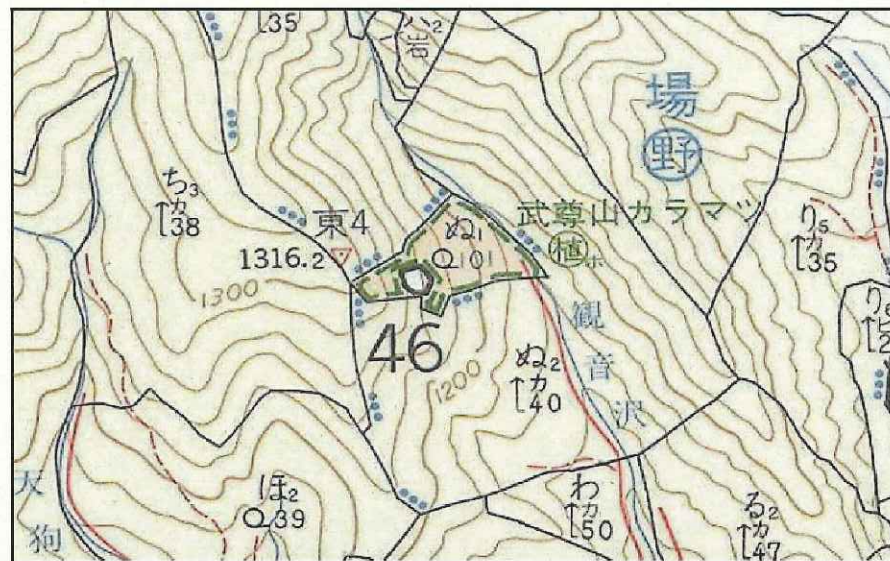
武尊山カラマツ植物群落保護林 ⇒ 廃止

保護林の再編に関する検討

武尊山カラマツ植物群落保護林は、植栽されたカラマツの大き木を保護するために設定しているが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。このため、廃止し、機能類型を引き続き自然維持タイプとして位置付けた管理を行うことにより保護を図る。

武尊山カラマツ植物群落保護林

設定目的：推定林齢130年生程度の人工林カラマツの保護（点生木扱い4本）。
 植生概況：保護林内には、胸高直径90cm程度のカラマツが4本と、胸高直径40cm程度のカラマツが1本植えられている。奥に菴桐荷のお堂があり、その歩道入口と途中で植えられている。大径木のカラマツは、下枝の葉量が落ちており、樹勢が若干衰えている。



本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林 ⇒ 保留

保護林の再編に関する検討

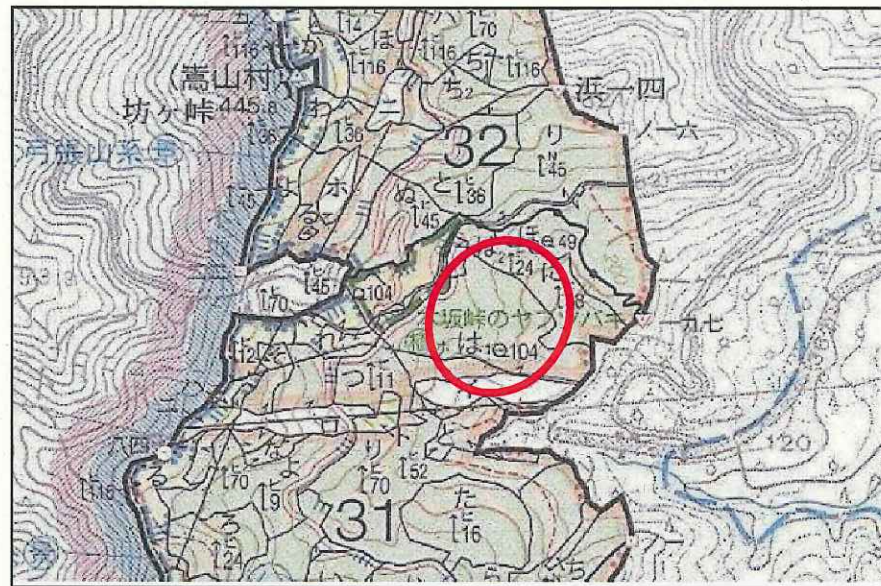
本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林は、①林齢200年以上に及びヤブツバキが群生しており、学術上貴重であり、これを保護するため設定している。5ha未満であるが、林齢200年以上に及びヤブツバキ群落は学術上貴重なため、希少個体群保護林としてのポテンシャルがある。このため、保留扱いとする。

■今後の検討課題：①保護林区域の検討。保護林に隣接する南東側区域に分布している同様な林相にある林分の一体的な保全の必要性を検討する。

本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林

設定目的：林齢200年以上に及びヤブツバキが群生しており、学術上貴重であり、これを保護するため設定する。

植生概況：本保護林は、アカガシ、ウラシロガシ、スダジイ、タブノキなどの常緑樹が優占する林相にあり、林内の亜高木層や低木層にヤブツバキが生育する状態にある。ヤブツバキの実生個体、後継個体は少ない。なお、保護林に隣接する南道側には、ヤブツバキを含む常緑広葉樹林が分布している。



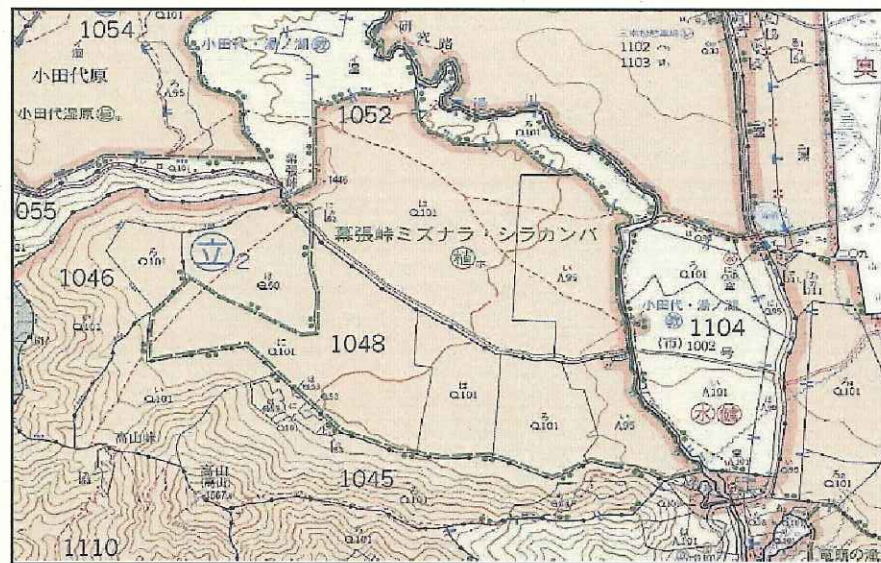
幕張岬ミズナラ・シラカンバ植物群落保護林 ⇒ 廃止

保護林の再編に関する検討

幕張岬ミズナラ・シラカンバ植物群落保護林は、ミズナラ・シラカンバの混交が進むかつてのカラマツ人工林の保護を目的とした保護林である。5ha以上の面積要件は満たしているものの、風致施業を考える指標となる林型の保存を目指したもので、保護林としての希少性がそれほど高くはないと考えられる。このため、廃止し、引き続き機能類型を自然維持タイプとして位置付けた管理を行うことにより保護を図る。

幕張岬ミズナラ・シラカンバ植物群落保護林

設定目的：カラマツ人工林はミズナラ、シラカンバの混交により、天然林状となっており、風致施業を考える指標となる林型であるため設定する。
 植生概況：ミズナラ、シラカンバが優占し、カラマツ他が点在する天然生林である。戦場ヶ原湿原の南部に広がる標高約1400mの概ね平坦地に成立する。保護林内には、かつてのカラマツ人工林にミズナラ、シラカンバ等が混交している林分が広がる。高木層は高さ26m、胸高直径15-105cm（最大はミズナラ）程度。



増沢モミ植物群落保護林 ⇒ 保留

保護林の再編に関する検討

増沢モミ植物群落保護林は、モミが群生する天然林の保護を目的とした保護林である。5ha未満と面積要件は満たしていないが、①大径木が林立する良好なモミ群落である。また、保護林に隣接する南側の区域には、同様にモミの優占する林分が広がっているため、希少個体群保護林としてのポテンシャルがある。このため、保留扱いとする。

■今後の検討課題：①保護林区域の検討。保護林に隣接する南側区域の分布している同様な林相にある林分の一体的な保全の必要性を検討する。

増沢モミ植物群落保護林

設定目的：天然生モミ群落を保護するため設定する。
 植生概況：次世代の低木や実生は少ないものの、中齢から老齢級のモミが多く生育し、保護対象であるモミ群落は、良好な状態で維持されている。高木層は高さ20~26m、胸高直径40-100cm（最大はモミ）程度。



南房総暖温帯性植物群落保護林 ⇒ 保留

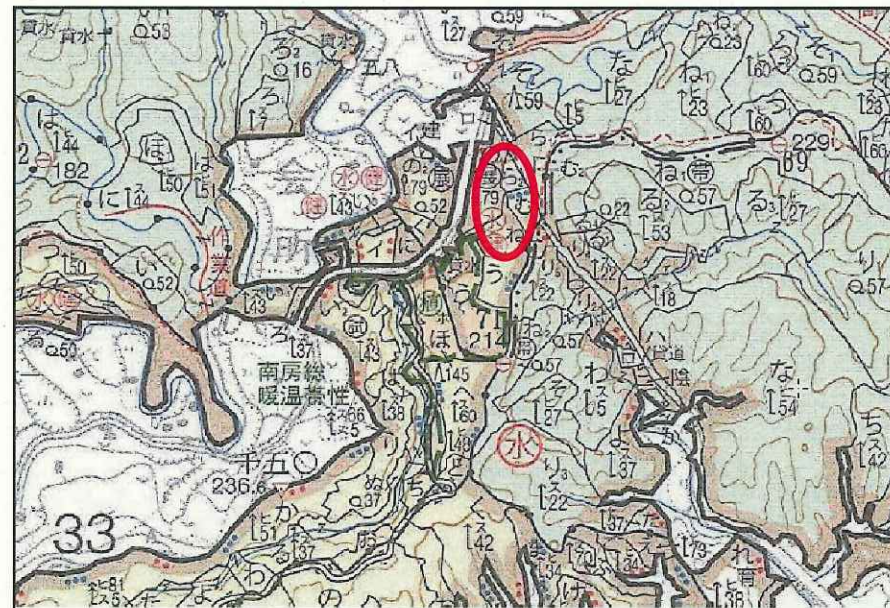
保護林の再編に関する検討

南房総暖温帯性植物群落保護林は、モミを主とし、スギ、アカマツ等の針葉樹にカシ、シイ、シテ類やヤブツバキ、カエデ類等の広葉樹が混交する房総半島南部の代表的な天然林の保護を目的とした保護林である。5ha未満と面積要件は満たしていないが、①大径木が林立する良好なモミ群落であるとともに、干葉管内には少ない保護林の一つである。また、保護林に隣接する北東側の区域には、同様にモミの優占する林分が広がっているため、希少個体群保護林としてのポテンシャルがある。このため、保留扱いとする。

■今後の検討課題：①保護林区域の検討。保護林に隣接する北東側区域に分布している同様な林相にある林分の一体的な保全の必要性を検討する。②鳥獣害対策の検討。シカの食害を受けている林床植生の回復。

南房総暖温帯性植物群落保護林

設定目的：モミを主とし、スギ、アカマツ等の針葉樹にカシ、シイ、シテ類やヤブツバキ、カエデ類等の広葉樹が混交する房総半島南部の代表的な天然林であり、これを保護するため設定する。
 植生概況：保護林全体に高齢から高齢級のモミが生育し、また、中齢から高齢級のアラカシやウラジロガシが混生している林相にある。高木層は高さ19~28m、胸高直径40~100cm（最大はモミ）程度。しかしながら、林内の低木、草本層はシカの食害による壊滅的な影響を受け、次世代を担うモミ・ウラジロガシ・アラカシなどの低木や稚樹は全く見られない状況にある。このまま、シカによる林内植生の過食圧が継続し、群落の更新が進行しない場合、モミ・カシ類混交群落として存続できなくなる可能性があると評価される。さらには、林床の植被率の低下により、急傾斜地では根の露出が進行しており、このまま裸地化が進行していくと、斜面崩壊に及ぶ危険性もあるものと評価される。



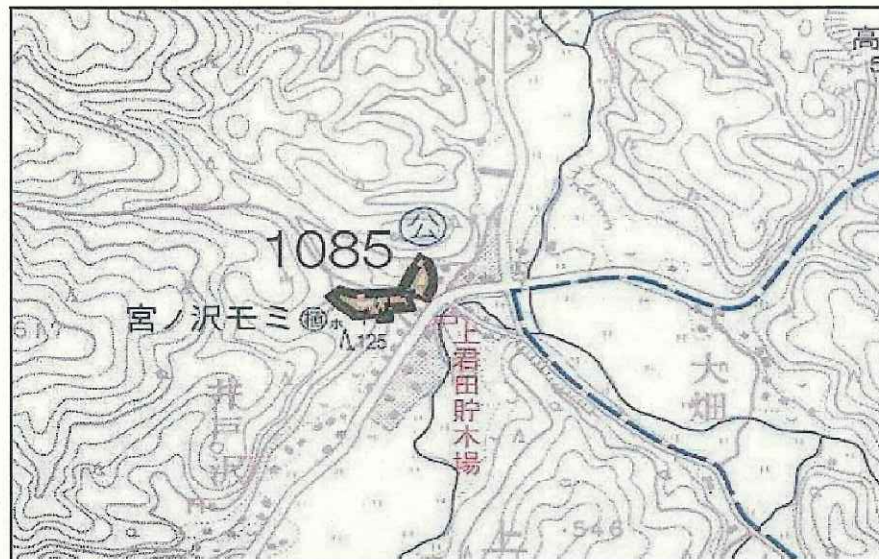
宮ノ沢モミ植物群落保護林 ⇒ 廃止

保護林の再編に関する検討

宮ノ沢モミ植物群落保護林は、高齢木からなるモミが優占する天然林を保護するために設定しているが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。また、周辺は民有林に取り囲まれ、保護林拡張の検討も不可である。このため、面積が小さ過ぎ、保護林としての機能が期待できないため、廃止し、引き続き機能類型を自然維持タイプとして位置付けた管理を行うことにより保護を図る。

宮ノ沢モミ植物群落保護林

設定目的：モミを主とした代表的な温帯性原生林で学術上貴重であり、これを保護するため設定する。
 植生概況：宮ノ沢国有林の集落裏に隣接して分布する天然生林である。保護林内はモミが優占する林相にある。また、保護林に隣接する区域にも良好に生育しているモミ群落が続いている。



保護林外のモミ群落



茂庭ブナ植物群落保護林 ⇒ 保留

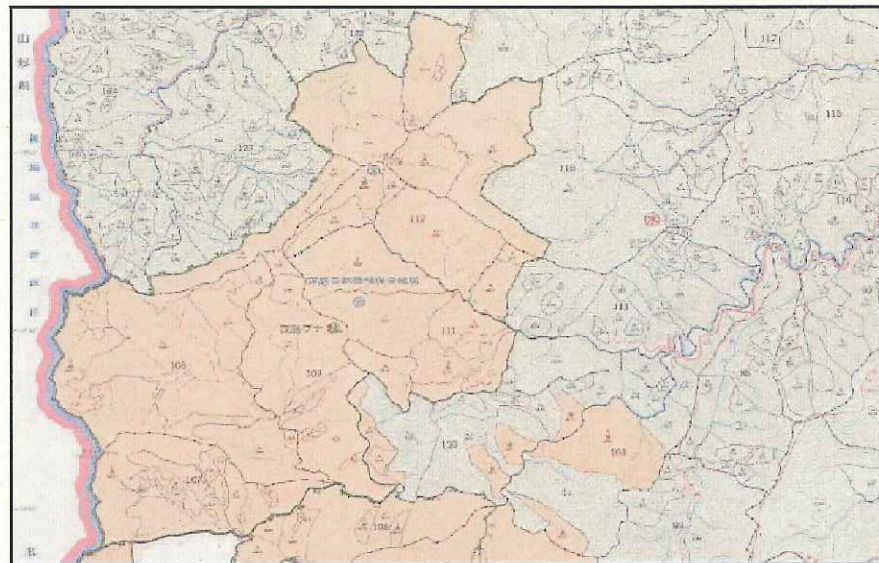
保護林の再編に関する検討

駐車位置までのアプローチとして利用する、旧国道13号線はひどく荒れており、また、ニツ小屋トンネルは崩落の危険があるため、平成20年度のモニタリング調査以降、到達は不可である。駐車位置までのアプローチが改善されない限り、調査は困難であるため、判断を保留する。

茂庭ブナ植物群落保護林

設定目的：学術的価値の高いブナ群落が生育する場所として、植物群落及び歴史的、学術価値を有する群落の維持を図るため設定する。

植生概況：中齢から老齢級のブナが広面積に多く生育し、保護対象であるブナ群落は、良好な状態で維持されている。旧国道13号線はひどく荒れており、また、ニツ小屋トンネルは崩落の危険があるため、到達は不可である。駐車位置までのアプローチが改善されない限り、調査は困難である。



片庭姫春蟬特定動物生息地保護林 ⇒ 廃止

保護林の再編に関する検討

片庭姫春蟬特定動物生息地保護林は、古来からヒメハルゼミ（姫春蟬）の生息地として著名であり、これを保護するために設定しているが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。また、保護林およびその周辺は、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物として担保されている。このため、廃止し、引き続き機能類型を自然維持タイプとして位置付けた管理を行うことにより保護を図る。

片庭姫春蟬特定動物生息地保護林

設定目的：古来からヒメハルゼミ（姫春蟬）の生息地として著名である。東洋温帯亜熱帯性セミで北限となっている。毎年7月上旬より下旬にわたって多数発生、シイの老樹に集まって合唱する。一匹が鳴くと後をついで集団で鳴き、その鳴き声が大いことから、地元では大蟬とも称している。移動性はない。
 植生概況：保護林内は、全体的にヒノキが優占しているものの、ヒノキに混じて中齢から高齢級のスダジイ、シラカシが混生する林相にある。ヒメハルゼミの生息環境としては、上層にスダジイなどの高木類が繁茂し、林内に羽化場所となる常緑低木が多く生育していることが好適な条件となる。保護林内の林内には、常緑高木、低木類も少ないため、ヒメハルゼミの生息環境としては、あまり好適な状態とは言えないのが現状である。むしろ、保護林に隣接しているスダジイ林が主要な発生環境になっている。保護林は天然記念物に指定されている。

